

20歳以上の学生の方へ

国民年金保険料の納付が猶予される

学生納付特例制度の ポイント

令和3年度版

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

ポイント2 手続きはどうするの？

ポイント3 手続きをしないとどうなるの？

ポイント4 承認された場合、将来受け取る年金は
どうなるの？

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

- 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

◎学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

●対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

<前年所得のめやす> $128\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円}$ で計算した額以下

ポイント2 手続きはどうするの？

●申請の流れ

1 申請書の入手

申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

2 申請書の記入

記入例を参考に申請書にご記入ください。

3 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものが必要です。

4 審査結果の確認

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

(1) 「承認通知書」が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間となります。すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。

(2) 「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

*注意事項

令和3年4月分から翌年3月分までの期間の申請は、令和3年4月から2年後の5月末までになります。申請時点の2年1カ月前の月分まで遡って申請することができますが、申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受け取ることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。

ポイント3

手続きをしないとどうなるの？

●万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります。

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一、病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行わないまま保険料を納めずにいたりすると、障害基礎年金が受け取れなくなる可能性があります。

障害基礎
年金

令和3年度
(年額) 976,125円(1級)
780,900円(2級)

※障害等級は、身体障害者手帳の等級ではなく、国民年金法に定められている等級です。
※国民年金加入中の病気やけがで一定の障害状態にある間は、障害基礎年金を受け取れます。

ポイント4

承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの？

●将来受け取る年金の受給資格期間には算入されます。

ただし、年金額には反映されません。

「納付」「学生納付特例」「未納」はこのように違います。

	老齢基礎年金		障害基礎年金(注) 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に経過期間に応じた加算額がプラスされます。

その他、詳細は年金事務所または日本年金機構のホームページでご確認ください。

学生納付特例制度を利用しない場合は？

- 保険料は、まとめて納める「前納」がお得です。

前納（前払い）すると、保険料が割引になりお得です。また、口座振替、クレジットカード納付は、申し込みが必要です。詳しくは、お早めにお近くの年金事務所にお問い合わせください。

* 令和3年度保険料額

納付方法		1カ月分	6カ月分	1年分	2年分	
月々支払の場合の納付方法		16,610円	99,660円	199,320円	398,400円 ^(注)	
前納	現金・クレジットカード支払 (割引額)	/		98,850円 (810円)	195,780円 (3,540円)	383,810円 (14,590円)
	口座振替 (割引額)			16,560円 (50円)	98,530円 (1,130円)	195,140円 (4,180円)

(注) 令和3年度保険料16,610円の12カ月分と令和4年度保険料16,590円の12カ月分の合計です。

産前産後期間の保険料免除制度があります

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

- 24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！
 - ・ 国民年金を納めた後に、納付の月数が増えたことを確認してみませんか？
 - ・ 会社に就職後、厚生年金の加入を確認してみませんか？
- 将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます！

スマートフォンでの
ご利用登録は、こちらから



年金手帳があれば登録はカンタン！
詳しくはWEBで!!

ねんきんネット 検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

